

運動広場基本使用料 ～令和8年3月31日まで

区分		金額								
		早期	午前	午後	夜間	全日	延長			
		6時30分～8時30分	9時～12時	13時～16時30分	17時30分～21時	9時～21時	16時30分～17時	21時を超える30分につき		
スポーツ利用	全部を利用するとき	平日	1,270	1,910	2,240	2,240	6,390	310	310	
		土曜日、日曜日及び祝日	1,590	2,440	2,870	2,870	8,180	420	420	
	2分の1の面積を利用するとき	平日	640	960	1,170	1,170	3,300	200	200	
		土曜日、日曜日及び祝日	850	1,270	1,490	1,490	4,250	210	210	
その他の場合	入場料金を徴収しない	平日	1,270	1,910	2,240	2,240	6,390	310	310	
		土曜日、日曜日及び祝日	1,590	2,440	2,870	2,870	8,180	420	420	
	入場料金を徴収する	営利を目的としない	平日	5,750	8,640	10,130	10,130	28,900	1,490	1,490
		土曜日、日曜日及び祝日	7,250	11,100	13,020	13,020	37,140	1,910	1,910	
	営利を目的とする	平日	17,290	25,940	30,430	30,430	86,800	4,360	4,360	
		土曜日、日曜日及び祝日	21,780	33,310	39,080	39,080	111,470	5,650	5,650	

※市内に住所を有しない個人または市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、**基本料金の1.5倍**となります。

運動広場基本使用料(改定後)令和8年4月1日～

区分			金額							
			早期	午前	午後	夜間	全日	延長		
			6時30分～8時30分	9時～12時	13時～16時30分	17時30分～21時	9時～21時	16時30分～17時	21時を超える30分につき	
スポーツ利用	入場料金を徴収しない	全部を利用するとき	平日	1,900	2,860	3,360	3,360	9,580	460	460
			土曜日、日曜日及び祝日	2,380	3,660	4,300	4,300	12,260	630	630
	2分の1の面積を利用するとき	平日	960	1,440	1,750	1,750	4,940	300	300	
		土曜日、日曜日及び祝日	1,270	1,900	2,230	2,230	6,360	310	310	
	入場料金を徴収する	営利を目的としない	平日	5,700	8,580	10,080	10,080	28,740	1,380	1,380
			土曜日、日曜日及び祝日	7,140	10,980	12,900	12,900	36,780	1,890	1,890
営利を目的とする	平日	17,100	25,740	30,240	30,240	86,220	4,140	4,140		
	土曜日、日曜日及び祝日	21,420	32,940	38,700	38,700	110,340	5,670	5,670		
その他の場合	入場料金を徴収しない	平日	1,900	2,860	3,360	3,360	9,580	460	460	
		土曜日、日曜日及び祝日	2,380	3,660	4,300	4,300	12,260	630	630	
	入場料金を徴収する	営利を目的としない	平日	8,620	12,960	15,190	15,190	43,340	2,230	2,230
			土曜日、日曜日及び祝日	10,870	16,650	19,530	19,530	55,710	2,860	2,860
	営利を目的とする	平日	25,930	38,910	45,640	45,640	130,190	6,540	6,540	
		土曜日、日曜日及び祝日	32,670	49,960	58,620	58,620	167,200	8,470	8,470	

※市内に住所を有しない個人または市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、**基本料金の1.5倍**となります。

運動広場附属設備使用料 ～令和8年3月31日まで

区分		金額
放送設備		一式 1,050
照明設備	全点灯	1時間につき 2,120
		1時間を超える 30分につき 1,060
	2分の1点灯	1時間につき 1,060
		1時間を超える 30分につき 530
テント		1張 310
机		1個 50
椅子		1脚 20
シャワー設備		1回 100
ロッカー		1個 100

運動広場附属設備使用料(改定後)令和8年4月1日～

区分		金額
放送設備		一式 1,570
照明設備	全点灯	1時間につき 3,180
		1時間を超える 30分につき 1,590
	2分の1点灯	1時間につき 1,590
		1時間を超える 30分につき 790
テント		1張 460
机		1個 70
椅子		1脚 30
シャワー設備		1回につき 200
ロッカー		1回につき 100
電源		1Kw 300
サッカー器具		1面 460
ソフトボール器具		1面 460
手動式得点掲示器		1個 70